

## 令和2年度第2回 高知市人権尊重のまちづくり審議会 議事録

日時 令和2年10月29日(木) 18:00~19:30

場所 たかじょう庁舎6階会議室

出席者 審議会委員11名

岩佐 和幸, 岡林 俊司, 小川 泰子, 北村 和代, 高林 藍子, 塚地 和久  
中内 康博, 長澤 紀美子, 橋本 恵美, 山中 千枝子, 山光 康雄(敬称略)

事務局

市民協働部部长 谷脇 禎哉

市民協働部副部长 明坂 通子

人権同和・男女共同参画課 課長 佐竹 真湖

課長補佐 橋本 昌明

人権同和啓発担当係長 森木 愛

主査補 松本 美香

主事 佐竹 安未

人権・こども支援課 課長 山中 浩介

総務課 課長 内川 勇介

議事 ①高知市人権施策推進基本計画素案について

②SOGI対応ガイドライン素案について

議事①高知市人権施策推進基本計画素案について

事務局より説明した後、委員から意見・質問等をいただく

**委員** 市民意識調査結果で、前回の審議会において、回答率が38%というのは示しいただいていたが、女性44.0%、男性29.2%であり、男性が低くなっている。他の調査でも男性が低いのか。

**事務局** 他の調査は把握できていないが、今回の意識調査で女性が高くなっているのは、60代以上が全体の45%ほどになっているので、そういったところも反映されているのではないかと。

**委員** 配布資料3のとおり、前回の審議会の意見表でいろいろと書かせていただいたが、障害者差別解消法にしても、ヘイトスピーチ解消法にしても、いわゆる罰則はない。そのために、悪質なものが横行するし、障害者の人たちは、声を上げることができない。障がいによっては、家族であるとか、友人であるとか、教員であるとか、いろいろな人たちが援助しなければなかなか声を上げることが難しい。なおかつ、罰則がないとなると、ほったらかしになってしまうことがあるので、障害者問題は、高知市としても、高齢化社会になっているので、何らかの歯止めを考えていく必要があるのではないかと。また、聞いたことはないが、高知市内でヘイトスピーチがあるか。

**事務局** 今のところは、把握していない。

**委員** 高知市においては、ヘイトスピーチはないようだが、障害者差別解消法、部落差別解消推進法においても、罰則はない。必ず、差別をしたら謝罪をするということが、戦前から戦争直後まで続いてき

た。私も教員をしてきて、さまざまな差別事象に関わってきた。差別事象が解決をするということがどうということかという、差別発言をした人や、落書きをした人を特定して、複数で啓発をして、そして謝罪ができる状態まで持っていき、被害者に会わせて、直接謝罪をさせる。それまで、半年かかったこともあった。そういうふうにはきちんと対応してきたが、今、たくさん課題があるので、一つ一つにどういうふうに対応していくのか、解決とはどういうことなのか、謝罪をするといことは非常に大事だと思うので、そういった点について考えてもらいたい。

**委員** 配布資料3のとおり、性的指向・性自認についての意見に対し、回答していただいているが、No.6の回答において、専門相談窓口等について検討していきたいとあり、資料1 計画素案 P45に「専門窓口を設置し」とあるが、具体的にどんなイメージなのか。東京や大阪などの先進的なところにおいては、支援団体が相談窓口として電話相談や居場所機能として窓口を設置しているところもあるが、そういうところも含めて検討されているのか。先ほどの話の中で、障害者差別解消法にしろ、ヘイトスピーチ解消法にしても、罰則規定がないという話が出た。東京の方では、ヘイトスピーチによる禁止条例ができていますが、いくつかの市町村においては、苦情解決窓口を置き、苦情を受け付け、加害行為をした人と被害者との仲介をし、謝罪をしてもらったりする。そういった相談窓口をつくるのは、女性差別であったり、性的指向・性自認に関する差別に対して、ハラスメントを受けたりしたら、そこに駆け込めば苦情解決してくれるというのは、法的に処罰されるということではないが、何らかの形で謝罪することや加害行為はいけないということをきちんと伝えることができるような取組もあるので、できれば、専門相談窓口の設置もしたうえで、さらに、苦情解決窓口の設置も検討していただければ、加害行為をする人が社会的に処罰されないということだけでなく、何らかの止める手だてがあるということを行政として明確に示していければ抑止効果があるのではないかと。

**委員** 配布資料1 P5 人権侵害を受けた時の対処としてどこかに相談したかの問に対し、「相談しなかった」が一番高く、P6 相談先として、主に家族・親戚、友人・知人であり、その一方で、市・法務局などの公的な相談窓口・弁護士など公的相談が少ない。P7で相談しなかった理由として、「相談しても無駄だと思った」が一番高い。今回の調査から、全般的に公的な相談を強化・支援していくことが基本となるのではと思う。公的な相談や支援をどう進めていくのか。例えば、苦情解決窓口や何でも相談窓口みたいな形で気軽に公的な相談を受けられるような、そういった面を強化していくことが必要だということが、今回の市民意識調査で少し見えてきたのではないかと。

**委員** 一番大事なところで、相談窓口まで行けない、また、相談窓口に行ってもきちんと相談ができない、相談する術もない、ということが多いのではないかと。そういったことが、今回の結果として出たのではないかと。特に、最近では、就職に絡んでくるから、セクハラ相談窓口に行けないという大学生がいるが、その先生のゼミに行かなければ就職させてもらえないなど、かなり深刻な相談があったりするが、その相談者の場合は相談窓口を知っていた。教育や啓発や安心して相談できる取組が計画の中で入るといいのではないかと。

**事務局** 相談窓口について、検討を進めているところ。性的指向・性自認に関する専門相談窓口については、予算等の兼ね合いもあり、今の段階でははっきりお示しはできないが、当事者や当事者団体に相談窓口になってもらうことや、相談のスキルのある支援員の配置をして専門的な相談を受けることなどについて検討している。なかなか、市の方で専門相談窓口の設置をしようとしても、スキルの難しい

ところがあり、今の段階では、各専門機関につなぐ役目というところ。相談・支援については、今後力を入れて取り組んでいかないといけないと思っている。

**委員** 言葉の使い方も含めてであるが、差別については、苦情ではない。差別はいけないことであって、“差別”は“差別”である。差別を解消する窓口、あるいは障がいの差別を解消する窓口、部落問題についての窓口、というように、差別の内容をはっきり示してやるべきではないかと思う。また、解決とは何か、ということは、誤りを正して啓発をする。啓発は啓蒙ではない。啓蒙は遅れた意識を引っ張り上げるということであるが、啓発は、その人の人格に働きかけて、自分自身を成長させるように持っていく。そういう啓発をしたうえで、きちんと謝罪をしていくことが、解決ではないか。そういったことを、同和問題では行ってきたので、同和問題以外の差別であっても、啓発をしたうえで、きちんと力を入れて解決していく。窓口で相談を聞いたということだけではいけない。差別をした人と会い、どういった経過で、どんな差別をしたということを複数の人でまとめて、啓発をして謝罪をさせるという、きちんとした取組をそれぞれの課題においても、行っていただきたい。

**委員** 相談窓口について、どの人権課題をみても、計画の中で、相談・支援体制の充実を行っていくことが書かれているが、誰に相談するかについては、最終的には専門の相談先につながるとしても、まずは、身近な人に相談することが一般的なのではないかと思う。相談された人が専門の相談窓口を知っているなどして、最終的には専門の相談先につながるというのではないか。まずは、相談した人が家族であっても、友人であっても、それは問題にならないのではないか。どちらかというところ、そういう意識を持った社会をつくるということが大事なのではないかと思うので、そこが意識調査や基本計画を作っていく目的だと思う。人権課題ごとに専門の相談員を配置するということが不可能だと思うが、差別は根本的には一緒だと思うので、差別に対してどう考えるか、という意識だと思う。障がいに特化している、女性に特化しているなどと考えがちだが、そうじゃないというところ、そういった社会を作っていくことが大事なのではないかとすごく感じる。基本計画を策定したら、いろんな人が関わっていく事になると思うので、基本計画の大きいベースをどう考えていくか、というところを感じた。

**委員** 大学生の就職差別については、専門的な窓口がある。就職差別については、厚生労働省が「公正な採用選考を目指して」というパンフレットを作っているが、就職差別につながるおそれのある14事項に違反したら、就職差別にあたる。人権課題ごとにそれぞれの審議会があると思うので、連携しながら取り組んでほしい。

**委員** 市民意識調査結果をみていくと、人権侵害を受けている人たち、また内容について、30・40代の働く女性が、職場における人権侵害を受けているという結果が、高知県らしい。女性が働いているという社会ができているということ。分析していくと、取組を行う優先順位が見えてくると思う。さらに、市民意識調査を分析して、施策につなげていただければと思う。

**委員** 市の嘱託で相談窓口を介護保険が始まる前の年からやっている。その中に、苦情というタイトルがある。苦情ということばを使わないと、なかなか敷居が跨げないというのもある。障害者と高齢者と一緒に相談窓口として、県のソーシャルワーカー協会の経験者がいろんな相談を受けていた。相談内容は、制度の案内から、高齢者が施設で虐待を受けているなど。途中までは、相談の受付票があった。市へ提起されるか、正式に困りごととして届けるかなど、書いてもらっていた。匿名の相談でも、はつき

りとした実態がつかめないので、名前を聞いて書類として残し、それに対して市がどう解決策や対応をとるかということ相談者にきちんと返す、また、高齢者の場合は、施設に対して、名前は公表しないけれども、市として対処法を伝える。ただ、中には、書類として残すのではなく、話しを聞いてもらうだけで落ち着く家族などもいるが、5年間くらいは相談がほとんど出てきていない。それは、相談しても仕方ないなどと思っていたり、高齢者や障害者が居場所がなくなるから言ってはいけないと思っているのではないか。高齢者や障害者に限らず、他にもあると思う。基本的に、市民が不便に思っているということは、一つの差別であるということ。差別の状況をどうするか、解決や対応できないようなことであるかも分からないが、何とか解決していこうとする発想があるのではないか。一つは“きちんと聴く”ことで、ずいぶん世の中が変わっていくのではないかと。みんなの意識の問題であり、もちろん、相談を受ける側の市の職員の意識を変えていかないと、相談しても仕方ないと思われてしまうのではないかと。少しずつ変えていくためには、相談窓口をぜひ作っていただきたいし、苦情ではなく、差別として捉え、そういう話ができるような窓口を、各課から取り上げてそれが差別だというような相談ができるように。ある程度、専門的な知識がないと、なかなか聞き取れない。共感・受容ができないということが、現実にある。それを何とかしていただきたいと思う。

**委員** 持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールについて、具体的に取り上げてはどうか。例えば、市として、各課でこういうことに取り組んでいくとか。基本計画の中では、すべては入れることは出来ないかもしれないが、もう少し具体的に書ければいいのではないかと。これに基づいて、基本計画が配置されると、「誰一人取り残されない」ということにたどり着けるのではないかと。課題についてはよく出しているのだから、取組方針について、教育・啓発・相談、さらに、市民会館活動の充実が入っているので、相談活動をどうするかなどの具体的な取組がでてくると思うので、そういった形で加味したものになっていくと、相談ができるのではないかと。障がいのある人と、高齢者は情報難民である。いくらい計画を立てても、相談に行く術を知らない。最近思うのは、例えばスマホの決済を使えない人は損をする。そういったところを基本計画において書き込むことは難しいかもしれないが、職員研修や加味できるような形で書き込んでいけると、いいのではないかとと思う。

議事②SOGI対応ガイドライン素案について

事務局より説明した後、委員から意見・質問等をいただく

**委員** 資料4の裏表紙のにじいろのまちの宣言文と配布資料5の宣言文が違うが、どちらが今の案か。

**事務局** 配布資料5の宣言文が今の案である。

**委員** 資料4について、前回の意見なども取り入れていただいて、大変充実したものになっていると思う。そのうえで、3点ほど検討いただきたいと思う。まずは、P3性を構成する要素として4つあげており、研修などでもこの4つを取り上げることが多いが、実際にはセクシュアリティは多様な要素から成り立っているということが専門の研究分野の中では言われているし、4つの要素だけで構成されるということでは正確ではないので、他の要素も含めて、性が構成されているというニュアンスを書いていただければと思う。また、“好きになる性（性的指向）”について、恋愛感情がどの性別に向いているかということだけではなく、P19の用語解説で“アセクシュアル”のように、好きになる性を持っていない、恋愛感情や性的な関心・欲求を持っていないという部分も含めて“性的指向”ということなので、

できれば補足していただきたい。2点目が、P11 災害時の困りごとと対応の例の部分で、にじいろ防災ガイドから一部を抜粋して引用していただいているが、抜粋した事例については、ここらからの性が違う、かつては性同一性障害という言葉が使われていたトランスジェンダーの困りごとが比較的多いので、同性愛者であったり、性的指向に関する困りごとがあまり書かれていないので、例えば、災害時に同性のパートナーが行方不明になったときになかなか名乗れないことがあったり、家族として認めてもらえないことが東日本大震災の時に実際にあったので、性的指向の問題もこの中に入れていただきたい。3点目は、配布資料5 高知市にじいろのまち宣言文について、“性自認及び性的指向”が出てくるが、宣言文で説明を入れなくてもいいのかなと思う。単独して使われてしまうと、性自認と性的指向について、なかなか初めてこの言葉に接する方が、分かりにくいのではないかと。また、ハンドブックなどでは、“性的指向”が先にきているので、SOGIという言葉も、性的指向と性自認となっているので、“性的指向”と“性自認”の順番や、より市民が理解できるように詳しい説明を書いていただいた方が、理解が進むのではないかとと思うので、検討いただきたい。

**事務局** 指摘いただいた点については、検討を進めていきたい。

**委員** 資料4 P18 相談機関の情報において、法務局のみんなの人権110番があるが、この他に、女性の人権110番、子どもの人権110番があるので、この欄に入れていただければ、ありがたい。

**事務局** 追加する形で進めたい。

**委員** 配布資料7 No.1の資料4 P2「こころをくばる」部分についての修正であるが、修正前の文章の主旨も分かる。遠いところの話ではなく、あなたの周りの人も多様である、だから、日頃からこころをくばる必要があるということが、修正後の方が、伝わりにくくなっているような気がしないでもない。何かもう少し工夫をして、修正前のニュアンスが入れられるといいのではと思う。修正後の「性的指向・性自認は多様であることを前提とし、行動することが大切です。」だと、特別なときだけのことではない、日常的にというニュアンスが若干薄まるのではないかと気がするので、工夫できないかなと思う。

**委員** 職員向けのハンドブックなので、言葉を教えこんだり、強調する部分で言葉が入り乱れているのではないと思うが、これが、基本計画の中の“性的指向・性自認”の部分へ返されてくるのではないと思う。継続して取り組んでいかないといけない問題である。

**委員** 職員向けのハンドブックなので、LGBTの方々への直接対応について書いているが、プラスして、市民意識調査の結果をみると、まだまだ市民の理解が深まっていないので、当事者への対応だけではなく、啓発も市の仕事なので、その部分も書き込んでほしい。

議事③ その他について

**委員** 今日の高知新聞に、「性的指向暴露25%が経験」とありました。よい記事でした。ありがとうございました。

**委員** 資料2 P8「関心のある人権問題」について、いつも意識調査をすると、気になる項目であり、

気になる結果であるが、社会的に問題であることはあまり上位に出てこない。今回の結果が違う点は、「インターネットによる人権侵害」の回答が最も高い。新型コロナウイルスの影響があり、学校が休校になったり、職場に行けない状況になったり、DVが増えたりとか、今まで家で仕事をしていない親などが家で仕事をするようになって、パソコンで仕事をしている人は、いつ休んでいるのかと思うくらい、ずっとパソコンと向き合ったり、若者はスマホと向き合ったりする中で、通勤の間はしていなかったのが離れられない、かなりイライラした状態で過ごしている。その延長線で、ネットの書き込みがひどくなって、子どもたちの誹謗中傷が社会現象となっているので、自分たちも注目してみていかないといけない状態ではないかと思う。もう一度熟読し、課題に向かって、教育、啓発、相談について長い期間どうように進めていくのかという点についてみていきたい。